2025 年 06 月 18 日更新

中国 外資に関する奨励 - 各種優遇措置 詳細

１． 税制優遇政策
２． 地域別優遇政策
３． プロジェクト別優遇政策
４． 保税区・特別奨励区内の優遇政策
５． その他優遇政策

１． 税制優遇政策（内資企業にも適用される優遇措置を含む）

外資系企業に対して優遇政策を実施しており、国家奨励投資業種・地域に対しても税制優遇政策を実施している。

１－１． 法人税

（１）税率

①企業所得税の税率：25%

②非居住企業が中国国内において機構、拠点を設置していない場合、または機構、拠点を設置したが取得した所得がその設置した機構、拠点と実際の関係がない場合、中国国内源泉所得について企業所得税の適用税率は 20%とするが、優遇により 10%の税率で企業所得税を徴収する。

（２）税収優遇措置

①国家が重点的に発展を援助、奨励する産業およびプロジェクトに対し、企業所得税において優遇措置を与える。

財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、工業情報化部

「集積回路産業とソフトウェア産業の質の高い発展を促進するための企業所得税政策に関する公告」

国家が奨励する集積回路について、その線幅と経営期間に応じて、企業所得税の免除あるいは減税が適用されるなどの措置がある。

②汚染防止企業の専門化、規模の発展を奨励し、生態文明の構築を支持するため、企業所得税において優遇措置を与える。

財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会、生態環境部

「汚染防止に従事する第三者企業の企業所得税政策問題に関する公告」

汚染防止に従事する第三者企業の企業所得税について、2024 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、企業所得税が減税され 15%の企業所得税が適用される。

③企業の次の各号に掲げる収入は免税収入とする。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

(1)国債利息収入
(2)条件に合致する居住企業の間の株式配当、利益配当等の権益性投資収益
(3)中国国内に機構、拠点を設置した非居住企業が居住企業から取得した当該機構、拠点と実際の関係のある株式配当、利益配当等の権益性投資収益
(4)条件に適合する非営利組織の収入

④企業の次の各号に掲げる所得は、企業所得税を免除、減額することができる。
(1)農業、林業、牧畜業、漁業関連の所得
(2)国が重点的に援助する公共インフラプロジェクトの投資経営による所得
(3)条件に適合する環境保護、省エネルギー・節水プロジェクトによる所得
(4)条件に適合する技術譲渡所得
(5)非居住企業が中国国内において機構、拠点を設置していない場合、または機構、拠点を設置したが取得した所得がその設置した機構、拠点と実際の関係がない場合の中国国内源泉所得

⑤条件に合致する小型の低利益企業：税率は 20%である。

⑥国が重点的に援助する必要のあるハイテク企業は企業所得税の税率を 15%に引き下げる。

⑦民族自治地方の自治機関は、当該民族自治地方の企業が納付すべき企業所得税の中、地方に帰属する部分について減額または免除を決定することができる。

⑧企業の次の各号に掲げる支出は、課税所得を計算するとき、追加控除できる。
(1)新技術、新製品、新製造方法の開発のために発生した研究開発費用
(2)障害者および国が雇用を奨励するその他就業人員を雇用し、支給する賃金

⑨ベンチャー投資企業は、国が重点的に援助、奨励するベンチャー投資に従事する場合、投資額の一定割合を課税所得額から控除することができる。

⑩企業の固定資産は、技術進歩等の理由により、加速減価償却が確かに必要な場合、減価償却年数を短縮し、または加速減価償却方法を採用することができる。

⑪企業が総合的に資源を利用し、国の産業政策の規定に合致する製品を生産し取得した収入は、課税所得額を計算するとき減算することができる。

⑫企業が環境保護、省エネルギー・節水、安全生産等に用いる専用設備を取得するための投資額は、一定の割合で税額を控除することができる。

⑬税収優遇の具体的方法は、国務院が規定する。

（３）優遇政策の段階的措置

①「企業所得税法」公布前にすでに設立を認可されていた企業は、当時の税務に関する法律、行政法規の規定に従い、低税率の優遇を受ける場合、新企業所得税法施行後 5 年以内に順次過渡的に法定税率に移行した。そのうち、企業所得税率 15%の税率が適用されていた企業は、2008 年には 18%、2009 年には 20%、2010 年には 22%、2011 年には 24%、2012 年には 25%の税率に移行した。24%の税率が適用されていた企業は、2008 年から 25%の

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

税率が適用された。定期減免税の優遇を受ける企業は、国務院の規定に基づき、同法施行後も引き続き期限満了まで優遇を受けることができたが、利益未取得のため優遇を受けていなかった場合は、優遇期間は2008年度から起算する。

②法律により設立された対外経済合作と技術交流の発展のための特定区域内（深圳、珠海、スワトウ、アモイおよび海南経済特区を指す）および国務院がこれらの区域特別優遇政策を実施するとすでに定めている区域（上海浦東新区を指す）内に新たに設立される国が重点的に支援するハイテク企業は、前述の経済特区および上海浦東新区内で取得する所得について、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1年目から2年目までは企業所得税は免除、3年目から5年目までは25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。2010年、カシュガル（喀什）、コルガス（霍爾果斯）が上述の特定区域範囲に追加された。それらの地域において、「新疆困難地域の重点奨励発展産業企業所得税優遇目録」（「目録」）に記載された範囲に該当する企業が取得する所得について、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して5年目までは25%の法定税率が免除される。国がすでに確定している奨励類に該当するその他の企業は、国務院の規定に従い減免税の優遇を受けることができる。

１－２．　関税、増値税

（１）関税の税率：中国政府は1991年から輸入関税の税率を継続して引き下げた。2023年の平均関税率は7.3%である。

（２）輸入設備の免税：2009年1月1日より、「国務院による輸入設備税収政策の調整に関する通知」のうち、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入自社用設備、および契約に基づきこれら設備に伴って輸入する技術および関連部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。

2017年7月28日より、「外商投資産業指導目録（2017年改正）」奨励類の範囲に該当する外商投資プロジェクト（増資プロジェクトを含 む）については、投資総額内で輸入する自社用設備および契約に基づきこれらの設備と共に輸入する技術および関連部品、スペアパーツについて、「外商投資プロジェクトにおいて免税しない輸入商品目録」および「輸入にあたり免税しない重大技術設備および製品の目録」に列記された商品を除き、「輸入設備の税収政策の調整についての国務院の通知」（国発〔1997〕37号）ならびに税関総署公告2008年第103号およびその他の関連規定に基づき関税を免除し、規定通りに輸入段階の増値税を徴収する。

（３）2009年1月1日より、「税関総署による外商投資における関連輸入税収政策のさらなる奨励に関する通知」に定める、外商投資企業および外商投資により設立する研究開発中心（R&Dセンター）が行う技術改良において輸入する自社用設備およびその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内におい

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

ては引き続き関税は免除する。

（４）加工貿易企業が、外国投資者が無償提供する設備を輸入する場合、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。

（５）「WTO 関税評価協定」に基づき、輸出入関税条例が改正され、国際的に通用するルールに変更された。

（６）技術譲渡、技術開発およびそれに伴う技術コンサルティング、技術サービスを提供する場合については増値税を免除する。

（７）2009 年 1 月 1 日より、地域にかかわりなく、固定資産の仕入税額を控除することが認められる。また、2013 年 8 月 1 日より、増値税改革の執行は全国まで拡大され、消費税の課税対象となるオートバイ、自動車およびヨットについては、その仕入税額を控除することが認められる。

（８）QFII（適格外国機関投資家）が国内会社に委託し、中国国内で、証券取引業務に従事することにより得た価額差に関わる収入について、増値税を免除する。

（９）外資研究開発センターが中国産の設備を仕入れる場合、下記の条件に該当する場合、仕入増値税は全額還付される。

- 独立法人であれば、その投資総額が 800 万ドルを下回ってはならない。企業の一部門あるいは分公司など非独立法人であれば、その研究開発投入額が 800 万ドルを下回ってはならない。フルタイムの研究開発人員は 80 人を下回ってはならない。設立以来の購入設備の原価累計は 2,000 万元を下回ってはならない。
- 実施期間：2019 年 1 月 1 日～2027 年 12 月 31 日

（出所：法人税、関税、増値税）

２．地域別優遇政策

中西部地域での投資を奨励するため、以下の優遇政策が講じられている。

（１）「外商投資奨励産業目録」に含まれる「中西部地区外商投資優勢産業目録」により認可された外商投資プロジェクトにより輸入する自社用設備およびその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。また制限類と外商持株比率限定プロジェクトの設立条件を、東部地域より緩和する。

（２）外資による投資領域と外資企業の設立条件、持株比率の制限を緩和する。

（３）外資企業の資金貸付額を増やす。外国政府ローンと国際金融機構の優遇ローンは、主に当該地域の重要な基礎施設、環境保護建設プロジェクトに利用する。

（４）東部地域で事業活動を行う外資企業が、中西部地域へ再投資する場合、外資の比率が 25％を超える企業は、外資企業と同じ待遇を享受できる。

（５）沿海地区の外商投資企業が、中西部地区で外商投資企業および中国国内資本企業の

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

経営管理を請け負うことが認められている。

（６） 2021 年 1 月から 2030 年 12 月 31 日まで、西部地区に設立された、「西部地区奨励類産業目録」に定められている産業プロジェクトを主たる業務とし、かつ当該年の主たる業務の売上が企業の売上総額の 60%以上を占める企業は、引き続き 15%の低減税率により企業所得税を納付することができる。

上海市での投資を奨励するため、以下の優遇政策が講じられている。

「上海市多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定」（滬府発[2017]9 号、2017 年 2 月 1 日より施行、有効期間は 2022 年 1 月 31 日まで）により、地域本部および本部型機構と認定された、上海市にある多国籍企業は、関連条件に適合する場合、関連規定に基づき資金援助・奨励を得ることができる。また、資金管理、出入国手続の簡素化、人材誘致、通関便利化および区級政府からの支援の方面においても優遇政策を享受できる。

滬府規「2019」31 号、（2019 年 9 月 1 日改正(同日をもって滬府発[2017]9 号は廃止)有効期間は 2024 年 8 月 31 日まで）により、多国籍企業の適合条件が緩和された。

滬府規[2022]17 号（2022 年 11 月 1 日改正、(同日をもって滬府規[2019]31 号は廃止)有効期間は 2027 年 10 月 31 日まで）により、多国籍企業の適合条件がさらに緩和された。

地域本部の認定条件は：

①独立企業法人格を持つ外商投資企業である

②海外親会社が直接または間接的に保持する持ち株比率は 50%を下回らず、かつ親会社の資産総額が 2 億ドルを上回る

③登録資本金は 200 万ドルを上回る

④前述した条件に基本的に合致し、かつ所在地域の経済発展に著しく貢献した場合、

実際の状況に応じて認定することは可能であるとされている。

本部型機構の認定条件は：

①独立企業法人格を持つ外商投資企業あるいはその支店機構である

②海外親会社が直接または間接的に保持する持ち株比率は 50%を下回らず、かつ親会社の資産総額が 1 億ドルを上回る

③登録資本金が 100 万ドルを上回る。支店機構の形式で設立する場合親会社からの運営資金が 100 万ドルを上回ることである。

「上海市による企業の貿易型本部設立の奨励に関する若干の意見」（滬商市場[2021]5 号、2021 年 9 月 1 日より施行、有効期間は 2026 年 8 月 31 日まで）により、貿易型本部と認定された、上海市にある貿易型企業は、多国籍企業と同様に、関連条件に適合する場合、関連規定に基づき資金援助・奨励を得ることができる。また、資金管理、出入国手続の簡素化、

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

人材誘致、通関の円滑化においても優遇政策を享受できる。特に、貿易型本部が電子増値税専用発票（インボイス）試験事業に参加することを支援し、増値税専用インボイスのアップグレードとそれに伴う業務の手続を簡素化し、企業の制度再編に関連する税収政策を実施する。

貿易型本部の認定条件は、上海市に所在しており、独立した法人格を有し、かつ以下のいずれかの条件に合致していることである。

① 中国国内での卸売・小売を主要業務とし、当該業務の収入が営業収入（売上高）の 50%以上で、かつ前年の営業収入が 100 億元を超えていること

② 国際貨物貿易を主要業務とし、当該業務の収入が営業収入の 50%以上で、かつ前年の営業収入が 60 億元を超えていること

③ 物流・貯蔵または国際サービス貿易を主要業務とし、当該業務の収入が営業収入の 50%以上で、かつ前年の営業収入が 40 億元を超えていること

④ プラットフォーム取引を主要業務とし、登録会員数または加盟店舗数が 5,000 件を超え、かつ非上海市企業が 30%を超えていること。そのうち、消費者向けのプラットフォーム企業の場合は、年間取引額が 50 億元を超え、企業向けのプラットフォーム企業の場合は、年間取引額が 150 億元を超えていること

北京市では、国家サービス業の総合モデル区建設の拡大のため、以下の政策が講じられている。

「国務院の『北京の国家サービス業の総合モデル区建設の開放拡大の深化に関する作業プラン』に関する回答」（国函〔2023〕130 号　2023 年 11 月 23 日公布）により、北京では、情報サービス業務（アプリストアのみ、ネット出版サービスは含まない）、インターネット接続サービス業務（ユーザーに対するインターネット接続サービスのみ）などの付加価値電信業務の外資出資比率の制限を撤廃し、また、付加価値電信業務の開放をさらに拡大することをタイムリーに検討することとされている。

広東省、深セン市は内陸と香港個人所得税税負担差額に基づき、大湾区で就労する国外（香港・マカオ・台湾を含む）のハイエンド人材と不足人材に対して補助金を与え、当該補助金は個人所得税が免除される。適用範囲は広東省広州市・深セン市・珠海市・仏山市・恵州市・東莞市・中山市・江門市・肇慶市の大湾区珠江デルタ 9 都市で、実行期限は 2027 年 12 月 31 日までである。

広東省深セン市では、河套深港テクノロジーイノベーション協力モデル区の発展のため、条件に合致している企業に対して企業所得税を 15%に減免する優遇措置を与える。

広東省深セン市は、前海深港現代サービス業合作区に設置された条件に合致する企業に対して、15%の税率を減額して企業所得税を徴収する。実行期限は 2025 年 12 月 31 日までである。 一方、前海協力区で就労する香港居民の個人所得税は、香港での納税額を超える部分が免除される。実行期限は 2027 年 12 月 31 日までである。

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

広東省は、横琴粤澳深度合作区に設置された条件に合致する産業企業に対し、15%の税率で企業所得税を減額して徴収する。横琴粤澳深度合作区に設立された観光産業、現代サービス産業、ハイテク産業の企業が、海外新規直接投資から得られた所得に対し、企業所得税が免除される。

広東省東莞市では、「『外資の誘致および活用のさらなる強化に向けた東莞市の若干の政策措置』の印刷・配布についての東莞市人民政府弁公室の通知」（東府弁〔2024〕21 号　2024 年 11 月 7 日公布）により、外資の誘致および活用のさらなる強化等のため、以下の政策が講じられている。

（1） 東莞市にある外資企業が地域統括会社になることを奨励し、省の認定を受けた外資系多国籍企業の地域統括会社に対し、1 年間の投資実行額の合計が 1,000 万ドル以上に達する場合（金融業、不動産業の企業は含まない）、省の関係政策に従い、1 社につき 500 万元の 1 回限りの奨励金を支給する。

（2） 東莞市で設立された外商投資企業の 1 年間の投資実行額の合計が 5,000 万ドル以上に達する場合、「広東省における外国投資の誘致と活用をさらに拡大するための特別実施プラン」に従い支援を行い、ハイテク製造業企業に該当する場合、投資実行額の 3%を上回らない比率の奨励金を支給し、その他の製造業、ハイテクサービス企業については投資実行額の 2%を上回らない比率の奨励金を支給し、その他の業種の企業については投資実行額の 1%を上回らない比率の奨励金を支給する。上記の投資インセンティブのうち、ハイテク製造業、その他の製造業の単独の企業の当該年度における最高額は 5,000 万元、「省実施方案」実行期間における最高額は累計 1 億 5,000 万元、ハイテクサービス業、その他の業種の単独の企業の当該年度における最高額は 2,000 万元、「省実施方案」実行期間における最高インセンティブは累計 8,000 万元とする。

（3） 東莞市内の市・鎮は毎年、外資に対する特別インセンティブ資金の手配を統一的に計画し手配する。年度特別予算管理総額の範囲内で、2025 年から 2027 年までの期間において東莞市に設立された、1 年間の投資実行額の合計が 1,000 万ドル以上 5,000 万ドル未満に達する、ハイテク製造業企業に該当する外商投資企業に対し、投資実行額の 2%を上回らない比率の奨励金を支給し、その他の製造業とハイテクサービス業の企業については投資実行額の 1.5%を上回らない比率の奨励金を支給し、その他の業種の企業については投資実行額の 1%を上回らない比率の奨励金を支給する。「フォーチュン」グローバル 500 に該当する企業が投資する場合、1 年間の投資実行額の合計が 1,000 万ドル以上に達するときは、1 社につき 500 万元の 1 回限りの奨励金を支給する。グローバル 500 の企業は 2025 年から 2027 年までの期間において奨励金を 1 社当たり一度のみ申請することができる。単一のプロジェクトが同時に複数の奨励金の支給対象となる場合、企業はそのうちの 1 つを選択して申告することができる。主力事業が不動産業、金融業の企業は奨励金の支給対象

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

とはならない。

（４） 国外の投資家が国内で取得した利益の再投資については、源泉所得税を当面の間徴収しない政策を実施する。国外の投資家は利益の再投資により投資を実行した場合、上記（１）から（３）の規定に従い、関連インセンティブ政策を享受することができる。そのうち、2025 年から 2027 年までの期間において各年に東莞市の奨励金を獲得した企業上位 15 社（当該年の利益の再投資による投資実行額に基づくランキング）については、市の奨励金を基準とし、利益の再投資による投資実行額に対する奨励金をさらに 0.5%追加する。

湖南省長沙市では、外資の誘致強化等のため、以下の政策が講じられている。

「『外資特別資金の利用拡大に関する長沙市の管理弁法』の印刷・配布についての長沙市商務局、長沙市財政局の通知」（長商務発〔2024〕45 号）により、長沙市では、年度内の投資実行額が 500 万ドル以上かつ総合的な貢献度が高いハイテク産業の外商投資企業に対し、投資実行額の 1.5%を超えない範囲の支援を行う。各企業に対する支援は年間 300 万元を超えず、累計で 1,000 万元を超えない。年度内の投資実行額が 500 万ドル以上でかつ総合的な貢献度が高い非ハイテク産業外商投資企業（住宅不動産は含まない）に対しては、投資実行額の 1%を超えない範囲の支援を行う。各企業に対する支援は年間 300 万元を超えず、累計で 1,000 万元を超えない。

３．プロジェクト別優遇政策

国家が重点的に奨励する、エネルギーや交通などの領域に投資を行う外国投資者に対しては、政治リスク保険、契約実行保険、保証保険等の保険サービスを提供できる。

４．保税区・特別奨励区内の優遇政策

中国国内の経済特別奨励区は、経済特区、経済技術開発区、ハイテク開発区、保税区の 4 つに大きく大別される。

４－１．経済特区

中国政府は 1980 年に「広東省経済特区条例」を承認し、深圳、珠海、スワトウ（汕頭）に経済特区が相次いで設立され、1981 年にはアモイ（厦門）、1988 年には海南に経済特区が設立された。2010 年には新疆ウイグル自治区のカシュガル（喀什）、コルガス（霍爾果斯）に経済特区が設立された。現在中国にはこの 7 つの経済特区がある。これらの経済特区は税制および行政審査認可権限の面で特に優遇されている（詳細は添付の「外商投資企業税収政策一覧」を参照）。

経済特区の特徴は次のとおり。①管理体制：相対的に独立した行政区域である。例えば海南島は 1 つの省、その他の特区は 1 つの市が単位となっている。②経済構造：工業が柱とな

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

り、それに貿易が組み合わさって発展する外向型総合経済となっている。③輸入関税：管理範囲内で輸入される生活消費財および市場の物資の多くが関税を減免される（経済技術開発区では規定どおりに関税が課される）。

（１）法人税制

経済特区（深圳、珠海、スワトウ、アモイおよび海南経済特区を指す）および上海浦東新区内で 2008 年 1 月 1 日（同日を含む）以後に登記登録を完了した、国が重点的に支援するハイテク企業は、経済特区および上海浦東新区内で取得する所得について、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1 年目から 2 年目までは企業所得税は免除、3 年目から 5 年目までは 25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。

国が重点的に支援するハイテク企業とは、核心となる自主知的財産権を有すると同時に、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」第 93 条に定める条件に合致し、かつ「ハイテク企業認定管理規則」に基づきハイテク企業に認定された企業を指す。

カシュガル（喀什）、コルガス（霍爾果斯）において設立された新企業は、「新疆困難地域の重点奨励発展産業企業所得税優遇目録」（「目録」）に記載された範囲に該当する場合、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、5 年まで 25%の法定企業所得税（25%）の免除を享受できる。有効期限は 2021 年 1 月 1 日から 2030 年 12 月 31 日までである。最初の生産経営収入とは、産業プロジェクトが正式に運営されてから取得される一回目の収入を指す。「目録」に記載された範囲に該当する企業とは、「目録」に記載された産業プロジェクトを主要業務とし、かつその主要業務収入が企業売上総額の 70%以上を占める企業を指す。

（２）輸入設備の免税

2009 年 1 月 1 日より、「国務院による輸入設備税収政策の調整に関する通知」のうち、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入自社用設備、加工貿易において外国投資家が無償提供する輸入設備および契約に基づきこれら設備に伴って輸入する技術および関連部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税は免除する。

（３）その他の優遇政策

①プロジェクト審査認可権限

中国は、経済特区に対外経済活動についてやや大きな自主権とプロジェクト審査認可権限を与えている。

②輸出入貨物の関税優遇

「税関法」および「輸出入関税条例」に基づき、経済特区等の特定地区の輸出入貨物の関税に対し、関連規定に従い減税または免税等の税制優遇措置を与える。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

４－２．経済技術開発区

中国の経済技術開発区は 1984 年末に登場した。主に沿海地区に分布し、2025 年 5 月末時点で 232 カ所の国家クラスの経済技術開発区が設立されている（詳細は添付「経済技術開発区一覧」参照）。

経済技術開発区の特徴は、所在地の政府の直接の指導と管轄の下、何らかの特別政策が実施され、工業と科学技術産業が発展する経済区域という点である。先進的な工業・製造業およびハイテクプロジェクトを優先的に発展させることを主な目的としている。

（１）輸入設備の免税

2009 年 1 月 1 日より、「国務院による輸入設備税収政策の調整に関する通知」のうち、国が発展を奨励する外商投資プロジェクトの輸入自社用設備、加工貿易において外国投資家が無償提供する輸入設備および契約に基づき、これら設備に伴って輸入する技術および関連部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、元の規定の範囲内においては引き続き関税を免除する。

（２）その他の優遇政策

①生活消費財の免税

開発区内に居住する外国側人員が携行輸入して自ら用いる生活用品と交通手段（合理的数量に限る）については、関税と増値税が免除される。

②国の財政援助

国は開発区のインフラ整備用に低利の開発ローンを一定期間提供する。開発区の財政収入の増加分は一定期間、開発区に留保して使用することができる。これは中国政府の開発区建設に対する支援措置である。

③輸出製品の免税

開発区企業の製品を輸出する場合、国が別途定める少数の品種を除き、輸出関税と増値税が免除される。

４－３．ハイテク開発区

1991 年 3 月、国務院は 26 カ所の国家クラスのハイテク開発区の設立を承認した。ハイテク開発区は主に、全国の各省都・市・自治区の条件の整った都市に分布している。現在までに中国政府が承認した国家クラスのハイテク開発区は 178 カ所ある（詳細は添付「ハイテク開発区一覧」参照）。

ハイテク開発区は、所在地の市政府が指導し、省・市がハイテク産業の発展を目的として共同で設ける科学技術経済区域であり、ハイテクの認定を受けた企業だけが優遇政策を受けることができる。開発区の創設以来、中国政府は一連のハイテク産業開発区の優遇政策を

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

制定し、「中華人民共和国科学技術進歩法」を公布・施行し、ハイテク開発区の発展をよりいっそう推進している。

（1）法人税制

企業所得税の優遇について、従来の区域優遇から産業優遇へと転換した。ハイテク開発区内であるか区外であるか、また外資企業であるか内資企業であるかを問わず、国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業には、15%の税率で企業所得税が徴収される。国が重点的に支援するハイテク企業とは、核心となる自主知的財産権を有すると同時に、次の条件に合致する企業を指す。

① 企業が認定を申請する際に、法人化後1年以上であること
② 企業が自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、主要製品（サービス）に対して技術面でコアとなる効果を発揮する知的財産権の所有権を得ること
③ 企業の主要製品（サービス）に対してコアとなる効果を発揮する技術が「国が重点的に支援するハイテク分野」の規定する範囲に属していること
④ 企業の直近 3 会計年度の研究開発費用が販売収入に占める割合が次の比率を下回らないこと

直近1年の販売収入	比率
直近1年の販売収入が5,000万元未満の企業	5%を下回らないこと
直近1年の販売収入が5,000万元から2億元未満の企業	4%を下回らないこと
直近1年の販売収入が2億元以上の企業	3%を下回らないこと

このうち、企業の中国国内で発生した研究開発費用の総額がすべての研究開発費用の総額に占める割合が60%を下回らないこと
⑤ 直近1年のハイテク製品（サービス）収入が企業の当年度総収入の60%以上を占めること
⑥ 研究開発および関連の技術革新活動に従事する科学技術者が企業の当該年度従業員総数の10%以上を占めること
⑦ 企業の革新能力の評価が関連の要求に達していなければならない
⑧ 企業で認定申請する前の1年間に、安全、品質管理の重大事故あるいは重大な環境にかかわる違法行為が発生していないこと

ハイテク企業の認定条件や認定申請の手続、およびハイテク企業に対する管理監督等の詳細については、「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」（国科発火［2016］195 号）をご参照ください。

経済特区（深圳、珠海、スワトウ、アモイおよび海南経済特区を指す）および上海浦東新区内で2008年1月1日（同日を含む）以後に登記登録を完了した、国が重点的に支援するハイテク企業は、経済特区および上海浦東新区内で取得する所得について、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1年目から2年目までは企業所得税は免除、3年目から5年目までは25%の法定税率を半減して企業所得税を徴収する。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

国が重点的に支援するハイテク企業とは、核心となる自主知的財産権を有すると同時に、「中華人民共和国企業所得税法実施条例」第 93 条に定める条件に合致し、かつ「ハイテク企業認定管理規則」に基づきハイテク企業に認定された企業を指す。

ハイテク企業資格の有効期間は、証書発行日から 3 年とする。企業は、期間満了前の 3 カ月間に再審査の申請を提出しなければならない。

（2）輸入設備の免税

その他の外商投資企業と同様に、国の定める奨励類投資プロジェクトに該当すれば、生産に欠かせない設備を関税免除で輸入することができる。

（3）ハイテク政策

ハイテク企業の開発する科学技術プロジェクトは、科学技術部の実施する「国家火炬（たいまつ）計画」に合致すれば、国の優遇ローン、税収優遇等の政策を受けることができる。

（4）ベンチャーキャピタル投資

国務院が承認した「ベンチャーキャピタル投資メカニズム確立についての若干の意見」は、ハイテク開発区内で率先して市場型投融資メカニズムを実施し、各種主体が多様な方式でハイテク開発区にリスク投資企業・技術評価機構・技術財産権（工業所有権）取引機構および投融資に関連する仲介サービス組織を設立することを奨励している。2003 年に「外商投資創業投資企業管理規定」が公布され、外国投資家または外国投資家と中国法に基づいて登録設立された会社、企業、もしくはその他の経済組織は、これらの規定に基づき中国国内でベンチャーキャピタルを経営内容とする外商投資企業（以下「ベンチャーキャピタル企業」という）を設立することができる。これら規定は、同時に、ベンチャーキャピタル企業が、会社制の組織形態、非法人制の組織形態（以下「非法人制ベンチャーキャピタル企業」という）のいずれの形態をとることもできると定めている。非法人制ベンチャーキャピタル企業の投資者は、ベンチャーキャピタル企業の債務に対して連帯責任を負うことができ、また投資者のうちのある者が連帯責任を負う必須投資者とし、その他の投資家はその引き受けた出資額を限度に責任を負うと約定することができる。

（5）研究開発センター

中国政府は 2000 年に「外国投資者の投資による研究開発センター設立の関連問題についての通知」を公布し、外国投資者が独資の研究開発センターを設立することおよびすでに設立された外商投資企業の内部に独立の研究開発部門を設けることを奨励している。2009 年 1 月 1 日より、「税関総署による外商投資をさらに奨励するための関連輸入税収

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

政策に関する通知」（署税[1999]791 号）において定める、外商投資企業および外商投資により設立する研究開発センターが技術改造プロジェクトを行うために輸入する自社用設備およびその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、旧規定の範囲内において関税は引き続き免除する。自ら開発した技術の譲渡収益については増値税が免除される。企業が研究開発活動を展開し、実際に発生した研究開発費用について、無形資産とせず当期損益に計上する場合、規定に基づき実際に控除した上で、2023 年 1 月 1 日以降、実際に発生した額の 100%の費用を税引き前に加算して控除する。無形資産とする場合、2023 年 1 月 1 日以降、無形資産原価の 200%を税引き前に償却する。

４－４．保税区

現在、中国国内には上海外高橋保税区のほか、大連、天津、青島、張家港、寧波、福州、スワトウ、アモイ象嶼、広州、深圳（福田、塩田港等）、珠海、海口等に 172 の保税区がある。

保税区は税関が監督管理を行う特殊な区域である。保税区の本来の機能は、当該区域内では、外国から輸入された貨物を「保税」すること（すなわち関税の賦課が保留された状態で置いておくこと）ができるというものである。このため、外国から保税区に輸入される貨物は、保税区に入る段階では正式の通関手続きを行う必要はない。他方、保税区と非保税区（つまり中国国内の一般の地域）との間で貨物の出入りがある際には、輸出入貨物として通関手続きが必要である（「保税区税関監督管理規則」第 13 条等）。

保税区は本来、対外貿易、特に中継貿易や加工貿易の拡大・振興のために設置されるものである。かかる機能を担うため、保税区においては、保税区内で使用される生産物資・原料等の輸入や区内で生産された製品の輸出、中継貨物等について保税ないし免税をはじめとする様々な優遇が与えられている。また中国の場合、保税区は金融サービスの面についても一定の役割を担うことが期待されている。

保税区内に設立される外商投資企業はしばしば「保税区会社」と呼ばれる。保税区本来の機能からすると、保税区会社についても加工貿易、中継貿易、保税倉庫・物流業等がその経営の中心となるはずであるが、実際には（特に上海外高橋保税区において）、こうした本来の機能とは別に次のような特殊な役割を担っている。

保税区、保税物流園区の企業は、「対外貿易法」「対外貿易経営者届出登記規則」およびその他の関連規定に基づき、貿易権を取得し、小売権を申請する。これらの権限を取得した企業は、法に従い国内の保税区外の企業および個人（貿易権未取得の企業および個人を含む）と貿易を行うことができる。小売権を取得した外商投資企業は、法に従い、国内において小売に従事することができる（商務部、税関総署、商資字（2005）76 号通知）

（１）法人税制

中国の保税区では属地原則による課税が行われるため、全国各地の保税区の税制優遇政

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

策に差異が生じている。例えば、経済特区、浦東新区、経済技術開発区およびその他の地区の保税区の企業所得税の税率には開きがある。また、天津港保税区では開発区の税制優遇政策が適用され、経済特区、浦東新区における保税区の税制優遇政策とは異なる。

「広州保税区管理規則」の規定によると、保税区内で加工輸出を行う生産型外商投資企業の所得税には 15%の優遇税率を適用することができる。ただし、2008 年 1 月 1 日より、5 年以内に、徐々に 25%の法定税率に移行する。そのうち、企業所得税 15%の企業は、2008 年は 18%、2009 年は 20%、2010 年は 22%、2011 年は 24%、2012 年は 25%の税率とする。これらの過渡的優遇政策を受ける企業とは、2007 年 3 月 16 日以前に工商等登記管理機関で登記設立された企業を指す。

（２）輸入設備の免税

保税区の輸出入貨物については輸出入許可証の受領が免除される。保税区のインフラ整備のために輸入する機器・設備およびインフラ資材、保税区行政機構および企業が輸入して自ら用いる建築材料・管理設備・事務用品および交通手段（小型乗用車を除く）、保税区企業が輸入する生産用燃料・生産設備および車両ならびに必要なメンテナンス用部品、輸出製品生産のために輸入する原材料・パーツ・エレメント・包装資材、中継貨物および保税区企業の輸出製品はいずれも免税とされる。

（３）その他の優遇政策

①外貨政策

「経常項目為替業務ガイドライン」（2020 年 8 月 20 日より施行）によれば、税関特殊監督管理区域とは保税区、輸出加工区、保税物流園区、越境工業区、保税港区、総合保税区等の税関が封鎖監督管理を実行する特定の区域内（以下区内という）を指す。区内と中国国内区外との間での物品貿易による取引は、人民元または外貨建値で決済することができる。サービス貿易による取引は人民元建値で決済しなければならない。区内の機構の間での取引は、人民元または外貨建値で決済することができる。区内の行政管理機構の各種の手数料は人民元建値で決済しなければならない。

②輸出による税金還付

保税区が設けられた後、国家税務局の規定および税関監督管理規則の規定により、国内貨物が保税区に入った場合は輸出とみなし、税金還付手続きを行うことができるようになった。また、「輸出貨物、労務増値税と消費税政策に関する通知」（財税[2012]39 号）により、輸出企業あるいはその他の企業が税関の通関申告を経て、保税区内の企業あるいは海外企業に販売する場合は、輸出とみなされる。

③独立審査認可権限

保税区内に設立される保税区管理委員会は、保税区企業の管理を行い、当該地区の政府部門の指導を受ける。保税区企業は保税区管理委員会の認可を取り付け、保税区内の登記機関

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

で登記された後に成立する。

４－５．自由貿易試験区

2018 年 11 月 7 日、国務院による「自由貿易試験区深化改革イノベーションに係る若干措置の支持に関する通知」が公布された。「通知」は、以下の方面から、自由貿易試験区の深化・改革・イノベーションを支持し、設置意義をさらに向上させる。

（１） 優良な投資環境の創造
（２） 貿易円滑化水準の向上
（３） 金融イノベーションによる実体経済の支援
（４） 人力資源分野における先行試験の推進
（５） 組織的な実施の徹底

2019 年 8 月、国務院による『中国（山東）（江蘇）（広西）（河北）（雲南）（黒龍江）自由貿易試験区総体方案』が公布された。

（１）山東自由貿易試験区：済南、青島、煙台を含む。
（２）江蘇自由貿易試験区：南京、蘇州、連雲港を含む。
（３）広西自由貿易試験区：蓋南寧、欽州港、崇左を含む。
（４）河北自由貿易試験区：雄安、正定、曹妃甸、大興空港を含む。
（５）雲南自由貿易試験区：昆明、紅河、徳宏を含む。
（６）黒龍江自由貿易試験区：ハルビン、黒河、綏芬河を含む。

2020 年 9 月、国務院による『中国（北京）（湖南）（安徽）自由貿易試験区総体方案および浙江自由貿易区拡張案』が公布された。

（１）北京自由貿易試験区
（２）湖南自由貿易試験区：長沙、岳陽、郴州を含む。
（３）安徽自由貿易試験区：合肥、蕪湖、蚌埠を含む。

2023 年 10 月、国務院による『中国（新疆）自由貿易試験区総体プラン』が公布された。
新疆自由貿易試験区：新疆ウイグル自治区のウルムチ、カシュガル、コルガスが対象。

現時点において、上述の追加の 10 区自由貿易試験区と、既存の 12 自由貿易試験区（上海、広東、天津、福建、遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西、海南）とを合わせて、総計 22 区の自由貿易試験区が設置されている。

2021 年 12 月 27 日、中華人民共和国国家発展改革委員会による、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」が公布された。2022 年 1 月 1 日から

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

発効。

海南自由貿易港について

① 法人税に関する優遇政策

a. 企業所得税の税率

海南自由貿易港に登録され、奨励類産業を実質的に運営する企業は、15%の企業所得税の優遇税率を享受できる。

奨励類産業の企業とは、海南自由貿易港奨励類産業目録（「産業構造調整指導目録（2024年版）」、「外商投資奨励産業目録（2022年版）」および海南自由貿易港新規奨励類産業目録が含まれる）に規定された産業項目を主要業務とし、かつその主要業務収入が企業収入総額の60%以上を占める企業を指す。

実質的な運営とは、企業の実際管理機構が海南自由貿易港にあり、かつ生産経営、人員、財務、財産などの全面的な管理とコントロールを実施することを指す。実質的な運営に該当しない場合、優遇政策を享受できない。

また本店が海南自由貿易港にあり、条件に該当する企業は、海南自由貿易港に設立された本店と関連支店機構が取得した所得に 15%の優遇税率が適用される。本店が海南自由貿易港以外の区域において設立された企業は、海南自由貿易港にありかつ一定の条件に該当する支店機構が取得した所得にだけ15%の優遇税率が適用される。

b. 国外の新規投資

海南自由貿易港に設立された旅行業、現代サービス業、ハイテク産業に属する企業が行う国外への直接投資による新規所得に対し、企業所得税が免除される。

国外への直接投資による新規所得は次の条件に該当しなければならない。

- 国外の新支店機構が取得する経営利益、あるいは、20%以上の持分を所有する国外支店機構より配当される、新規の国外直接投資に対応する配当金である。
- 投資先国（地域）の企業所得税の法定税率が5%以上である。

c. 固定資産

海南自由貿易港に設立された企業は、単価が500万元（500万元を含む）以下の固定資産あるいは無形資産を新規購入（自社製造、自社開発を含む）する場合、当期費用として損金算入が認められ、年度ごとに減価償却をする必要がない。単価が500万元以上の固定資産あるいは無形資産を新規購入（自社製造、自社開発を含む）する場合、減価償却年数の短縮あるいは加速の方法が認められる。

本政策の有効期間は2020年1月1日から、2027年12月31日までである。

② 個人所得税に関する優遇政策

海南自由貿易港における高級人材および不足する人材に対し、その個人所得税の実質負担が15%以上の部分を免除する。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

上述した所得は、海南自由貿易港からの総合所得（賃金、役務報酬、稿料、ロイヤリティの 4 つの所得）、経営所得および海南省の認定を取得した人材手当所得を指す。
納税者は海南省に個人所得税を申告する時、本優遇政策を享受できる。
上述した高級人材と不足する人材について、リスト管理が実施され、海南省が財政部や国家税務総局とともに具体的な管理弁法を制定する。
本政策の有効期間は 2020 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までである。

『海南自由貿易港の個人所得税優遇政策を享受する高級人材と不足人材のリスト管理暫行弁法』により、個人所得税優遇政策を享受する高級人材と不足人材は、海南自由貿易港で就職し、納税年度の 1 年間内に、基本養老保険等が含まれる社会保険を持続的に納付する期間は 6 カ月以上（12 月分を含むべき）であり、かつ海南自由貿易港で登録され、実質的に運営する企業あるいは事業体と 1 年以上の労働契約等を締結しなければならない。

③ 増値税に関する優遇政策
船舶の国内製造企業が運輸企業に船舶を販売し、かつ以下の条件に同時に該当する場合、増値税還付政策が適用され、船舶を購入する運輸企業より主管税務機関に税還付を申請する。
a. 購入した船舶を海南島の洋浦港で登録する。
b. 国際運輸および香港、マカオ、台湾運輸に従事する。

船舶を購入する運輸企業の税還付額は、船舶を購入する際に支払った増値税額である。

運輸企業が、船舶を購入する際に納付した増値税額をすでに販売増値税額から控除していた場合、税金還付を申請できない。税金還付を申請した場合、販売増値税額から控除できない。本政策の有効期間は 2027 年 12 月 31 日までである。

④ 増値税と消費税に関する優遇政策
海南の離島免税店は離島の免税商品を販売する場合、関連規定により増値税と消費税の免除を享受できる。

税関総署公告 2020 年第 73 号公告『中華人民共和国洋浦保税港区監督管理弁法』により、洋浦港区内の奨励類産業企業が輸入部品を含まない、あるいは輸入部品の当該港区における加工による付加価値が 30%以上の貨物を生産する場合、港区を離れ、国内に販売する場合、輸入関税を免除する。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

上海自由貿易試験区臨港新区域の重点産業に対する企業所得税政策

財政部、国家税務総局は2020年7月13日に、『上海自由貿易試験区臨港新区域の重点産業に対する企業所得税政策に関する公告』を公布した（2020年1月1日より実施）。

新区域において、集積回路、人工知能、生物医薬、民用航空など重要分野のコア段階の製品（技術）業務に従事し、実質的生産あるいは研究開発活動を展開し、条件に該当する法人企業に対し、設立日からの5年以内は、企業所得税の15%税率が適用される。

条件に該当する法人企業は後述の①、②の条件を同時に満たし、かつ③あるいは④のいずれの条件に該当しなければならない。

① 2020年1月1日より新区域において登録され（外区から新区域に転入した企業は除外）、「新区域の集積回路、人工知能、生物医薬、民用航空の重要分野のコア段階の目録」に記載された関連分野における実質的生産あるいは研究開発を主要業務とする法人企業を指す。

実質的生産あるいは研究開発とは、固定的な生産経営場所と従業員を有し、生産あるいは研究開発活動に適合する条件を所有し、当該条件を踏まえて、関連業務を展開することを指す。

② 企業の主要研究開発あるいは販売する商品に、一点（含む）以上のコア製品（技術）が含まれる。

コア製品（技術）とは、集積回路、人工知能、生物医薬、民用航空など重点分野の産業チェーンにおいて重要な役割がある、あるいは欠かせない製品（技術）を指す。

③ 企業投資主体条件：

a. 国際市場において影響力が大きく、技術も業界において先進的である。

b. 国内市場においてリーダーであり、技術力が業界において先進的である。

④ 企業研究開発生産条件：

a. リーダー人材および中堅メンバーを有し、かつ国内と国外の関連分野において研究生産に長期間従事している。

b. コア技術を有し、それの主要製品に対する知的財産権体系の構築能力を有している。

c. 産業チェーンのコアサプライヤーの多元化を推進し、国内産業グレードアップを牽引する能力を持つ。

d. ハイエンドの供給能力を持ち、コア技術指標が国際あるいは国内のトップクラスに入っている。

e. 研究開発成果（技術あるいは製品）が、国際および国内のトップクラスに入るエンドユーザー設備生産者に採用された、または、そうしたエンドユーザー設備生産者と緊密な実質的提携（資本、研究開発、プロジェクトなど）を展開した。

f. 国家あるいは省レベル政府から科学研究あるいは産業化移転資金、政府性投資

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

資金を獲得しているか、あるいは有名な投資融資機構からの投資を受けた。

４－６．長江デルタ区域（長三角）

2019 年 12 月 1 日、国務院による『長江デルタ区域における統合的発展に関する計画』が公布された。
当該計画は、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省全域（面積 35 万 8,000 平方キロメートル）を範囲とし、また、上海市、江蘇省南京、無錫、常州、蘇州、南通、揚州、鎮江、塩城、泰州、浙江省杭州、寧波、温州、湖州、嘉興、紹興、金華、舟山、台州、安徽省合肥、蕪湖、馬鞍山、銅陵、安慶、滁州、池州、宣城の 27 都市の中心部（面積が 22 万 5,000 平方キロメートル）を中心として、長江デルタ区域における質の高い発展を促進する。

2019 年 11 月 27 日、国家税務総局による『長江デルタ区域における統合的発展に協力する通知』（税総函［2019］356 号）が公布された。それにより、上海市、江蘇省、浙江省、安徽省において、税務徴収管理の利便化措置が実施される。
2020 年 7 月 31 日、国家税務総局による『長江デルタ区域統合的発展にさらなる支援とサービスを提供することに関する通知』（税総函［2020］138 号）が公布された。それにより上海市、江蘇省、浙江省、同省寧波市、安徽省において、税務徴収管理の 10 項目の利便化措置が実施される。

４－７．　サービス貿易イノベーション発展試験区

2020 年 8 月 12 日、商務部は『サービス貿易イノベーション発展試験区の全面的深化の総体方案に関する通知』（以下、「総体方案」）を公布した。
試験区には、北京、天津、上海、重慶（涪陵区などの 21 市直轄区[1]が含まれる）、海南、大連、アモイ、青島、深圳、石家荘、長春、ハルビン、南京、杭州、合肥、済南、武漢、広州、成都、貴陽、昆明、西安、ウルムチ、蘇州、威海と河北雄安新区、貴州貴安新区、陝西西咸新区など 28 省市（区域）が含まれる。

[1]：21市直轄区：涪陵区、渝中区、大渡口区、江北区、沙坪坝区、九龍坡区、南岸区、北碚区、渝北区、巴南区、長寿区、江津区、合川区、永川区、南川区、綦江区、大足区、璧山区、銅梁区、潼南区、栄昌区を指す。

試験期間は国務院が同意した 2020 年 8 月 2 日からの 3 年間である。

試験目標は 8 分野からなり、管理体制の改善、対外開放の拡大、資金・技術・人員・貨物の流動の便利化、新しい発展モデルの探索、国内国外サービス貿易を促進するシステムの改善、サービス貿易に関する政策体系の改善、サービス貿易の監督管理体制の改善、サービス貿易の統計体制の改善が含まれる。また、試験目標に対応する形で 122 項目の具体的な措置が挙

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

げられている。

2025 年 4 月 11 日、商務部は『サービス産業の開放拡大を加速する総合試験区実施方案』に関する通知を公布した。サービス産業開放拡大総合試験区のさらなる拡大により、新たに大連、寧波、厦門・青島、深セン、合肥、福州、西安、蘇州の 9 都市が追加された。

４－８．　深圳特色社会主義先行モデル区

2020 年 10 月 11 日、国務院は『深圳の中国特色社会主義先行モデル区の構築に関する総合改革試験区の実施方案（2020～2025 年）』（以下、「実施方案」）を公布した。

実施方案は「実施方案＋授権リスト」の形式で作成され、8 部分、27 項目の目標要求が含まれる。要素市場化のスキーム整備、市場化・法治化・国際化されたビジネス環境の構築、科学技術イノベーション環境制度の整備、ハイレベルの開放型経済体制の整備、民生サービス供給体制の整備、生態環境と都市区間の管理体制の整備に関する改革措置が提起された。

４－９．　北京市による「国家サービス業拡大開放総合モデル区」の深化推進工作方案を支持

2023 年 11 月 18 日、国務院は『北京市による国家サービス業拡大開放総合モデル区の深化推進作業方案を支援』（国函［2023］130 号、以下、「作業方案」）を公布した。
作業方案には、サービス業の重点分野の改革深化・開放拡大の推進、新興業態規則の規範模索、貿易投資制度の配置の最適化、公共サービス政策の環境整備、権益保護メカニズムの強化、リスク防止・コントロールシステムの健全化などの内容を含む。

５．その他優遇政策

５－１．　輸出奨励に関する政策

（１）輸出奨励にかかる財政政策

輸出奨励にかかる財政政策とは、主に各種の輸出補助金のことを指す。輸出補助金は、輸出手当ともいい、政府が、自国の輸出商品の価格を下げ、国外市場における競争力を強化するために、商品の輸出に際して輸出者に与える現金の補助金または財政上の優遇のことである。

輸出税還付は、輸出補助金の一種である。輸出税還付とは、政府が、輸出商品の国内での製造および流通の過程ですでに納付された、国内の税金の全部または一部を輸出者に還付することを指す。輸出税還付は、輸出者にとって、販売コストおよび価格を抑え、競争力を高めるのに有利である。中国では、1985 年から輸出税還付の政策が採られている。

輸出減税も、輸出者の製品コストの低減を助け、国際市場での競争力を高めるための措置である。具体的な措置としては、主に、①各種の国内での直接税および間接税の減免、②輸出税の減免などがある。

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

中国においても、輸出減税政策が採られている。輸出減税と輸出税還付の違いは、前者が輸出商品の製造、経営の過程でその措置が講じられるのに対し、後者は、輸出の過程、または輸出後の一定の時期において講じられる点である。

（２）輸出奨励にかかるローン政策

輸出ローンとは、銀行が、自国の商品の輸出を奨励し、競争力を強化するため、自国の輸出者、外国の輸入者または輸入者側の銀行に提供するローンのことである。輸出ローンは、通常、プラント、船舶、飛行機等の輸出の際に、輸出者側の銀行が提供する。

中国輸出入銀行が扱う輸出買主ローンは、国外の借入人に対して交付する中長期ローンで、輸入者から中国の輸出者への商品代金の支払いに用いられ、中国からの貨物および技術サービスの輸出を促進する作用がある。中国輸出入銀行の輸出買主ローンを利用する輸出者は、独立した企業法人でなければならず、中国政府が授権した機構の認定した輸出プロジェクト実施の資格を有し、ビジネス契約を履行する能力を備えていなければならない。輸出買主ローンの支援を受けるビジネス契約は、中国輸出入銀行の審査認可を経なければならず、かつ輸出貨物のうち、中国の要素が 50%を下回ってはならないなどの基本条件を満たさなければならない。

輸出売主ローンは、国の産業政策および対外経済貿易政策の規定に合致する機械電気製品、ハイテク製品の調達または生産に必要な資金に適用される。輸出売主ローンの対象は、独立した法人格を有し、国の主管部門の認可を受けて機械電気製品、プラント設備およびハイテク製品の輸出経営権を有する企業である。借主となる企業は、主に国有企業、集団企業、株式制企業および中国側が実質的に支配している中外合弁企業等である。規定によれは、輸出商品の中国における製造部分は、中国の輸出原産地規則の関連規定に合致していなければならない。

５－２．　対外投資に関する政策

（１）情報技術支援

国家発展改革委員会、商務部投資促進事務局が、投資先地域のマクロ経済の状況、投資環境、法律制度、行政管理制度および要素費用等の情報を提供している。

国別および業種別の情報提供に関しては、「中国対外投資促進国別/地域別報告書」「国別貿易投資環境報告書」「対外投資国別産業方向性リスト」が国から公布されている。中国輸出信用保険公司も、「国家リスク分析報告書」を定期的に公表しており、各国のリスクについてモニタリンクおよび研究分析を行っている。

（２）財政金融支援

中国において、対外直接投資のために直接金融支援を提供する機関には、主に中国輸出信

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

用保険公司、中国輸出入銀行および国家開発銀行がある。中国輸出信用保険公司は、主に対外投資のために投資保険サービス等を提供する。中国輸出入銀行は、専門的な対外経済貿易のための政策銀行であり、各種の対外投資・提携についてローン支援を行っている。

外貨管理においては、中国では対外投資にかかる外貨管理を少しずつ緩和しており、リスク審査の取消、送金組戻し利潤保証金制度の取消、外貨購入枠制限の取消、発生した利潤を国外企業への増資または国外再投資に用いることの許可、外貨購入または国内の外貨ローンを利用した対外投資の許可等を含む規定を公布している。

（３）投資保険と二国間または多国間の投資保護

現在、中国の海外投資保険は、中国輸出信用保険公司が引き受けており、主に対外直接投資における為替規制、戦争および政治的暴乱、政府の違約等の政治的リスクおよび一部のビジネスリスクについて保証する、政策的保険業務である。

2024 年 12 月 12 日、国家金融監督管理総局は『中国輸出信用保険公司監督管理弁法』を公布し、その職能の位置づけを明確化するとともに、政策金融機関としての職能の位置づけを守り、主要な責任と事業に集中し、政策保険の役割を発揮させることを要求した。

「対外投資に対する金融支援の拡大」の指示を着実に実行するため、中国輸出信用保険公司は、2005 年に国家発展改革委員会と共同で「対外投資の重点プロジェクトにかかるリスク保障システムの構築の関連問題に関する通知」を公布し、また 2006 年には国家開発銀行と共同で「対外投資の重点プロジェクトにかかる金融保険支援の拡大の関連問題に関する通知」を公布した。

二国間投資保護協定は、両国の政府が主体となって行う二国間投資の保護に関するものである。中国が関係国と締結した二国間投資保護協定は、外国投資家の中国に対する投資誘致、中国企業の「走出去」（海外進出）の支援、国際市場の開拓に重要な役割を果たしている。中国は、多くの国々と二国間投資保護協定を締結している。

1965 年に採択された「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」（「ワシントン条約」）の目的は、国と外国の私人投資家との紛争解決のために調停および和解の便宜を提供し、相互の信頼を促し、かつ私人の資本の国際的な流動を奨励することにある。「国際投資紛争解決センター」（ICSID）の設立趣旨は、同条約の規定に基づき、各加盟国およびその他加盟国の国民との間の投資紛争について、調停および仲裁の便宜を提供することにある。中国は、1990 年に当該条約に署名し、1993 年 2 月 6 日に中国に対して発効した。中国企業は、対外投資において紛争が発生した場合には、同条約に基づき、ICSID に調停または仲裁を申し立てることができる。

（４）税務上の保護

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

中国の対外直接投資の促進にかかる税務上の保護としては、主に、納税者が中国と二国間租税協定を締結している国において納税する場合の減免、援助項目を引き受けている企業に対するみなし外国税額控除などの措置がある。
（出所：外商投資法、国務院から対外経済貿易合作部に転送された目下の外商投資のさらなる奨励に関する意見、中西部地区投資奨励に関する諸規定、西部大開発戦略のさらなる実施における企業所得税関連問題に関する公告など）

「外商投資企業税収政策一覧参照」
「経済技術開発区一覧参照」
「ハイテク開発区一覧参照」

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

外商投資企業税収政策一覧

2023-06-07

<table>
<tr><td rowspan="8">一、企業所得税率</td><td rowspan="2">分類
税率</td><td colspan="3">居住企業</td><td colspan="6">非居住企業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型低利益企業</td><td rowspan="2">ハイテク企業</td><td rowspan="2">その他</td><td colspan="4">機構、拠点を設置済み</td><td colspan="2">機構、拠点を未設置</td></tr>
<tr><td colspan="2">国内源泉</td><td colspan="2">国外源泉</td><td rowspan="2">国内源泉</td><td rowspan="2">国外源泉</td></tr>
<tr><td>実際の関係がある場合</td><td>実際の関係がない場合</td><td>実際の関係がある場合</td><td>実際の関係がない場合</td></tr>
<tr><td>25%</td><td>その他✓</td><td>その他✓</td><td>✓</td><td>✓</td><td></td><td>✓</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>20%</td><td>条件に合致する場合、軽減徴収優遇策が適用され、税率は 20%</td><td></td><td></td><td></td><td>適用税率✓</td><td colspan="2"></td><td>適用税率✓</td><td></td></tr>
<tr><td>15%</td><td></td><td>国が重点的に支援する企業は税率 15%</td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>10%</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>優遇税率✓</td><td colspan="2"></td><td>優遇税率✓</td><td></td></tr>
<tr><td>徴収しない</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td>✓</td><td></td><td>✓</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">二、企業所得税の優遇措置</td><td>1. 免税となる収入</td><td>➢ 国務院財政部門が発行する国債により取得する利息収入。
➢ 条件に合致する居住企業の間の株式配当、利益配当等の権益性投資収益。居住企業が連続して保有する公開発行されかつ上場して流通している株式で 12 カ月に満たない期間に取得した投資収益は含まない。
➢ 中国国内に機構、拠点を設置した非居住企業が居住企業から取得した当該機構、拠点と実際の関係のある株式配当、利益配当等の権益性投資収益。
➢ 条件に適合する非営利組織の収入。</td></tr>
<tr><td>2. 企業所得税が免税、減税となる所得</td><td>➢ 農業、林業、牧畜業、漁業関連の所得。
➢ 国が重点的に援助する公共インフラプロジェクトの投資経営による所得は、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1 年目から 3 年目までは企業所得税は免除し、4 年目から 6 年目までは企業所得税を半減する。
➢ 条件に適合する環境保護、省エネ・節水プロジェクトによる所得は、最初の生産経営収入の属する納税年度から起算して、1 年目から 3 年目までは企業所得税は免除し、4 年目から 6 年目までは企業所得税を半減する。
➢ 1 納税年度内に、居住企業の技術譲渡所得が 500 万元を超えない部分については、企業所得税を免除し、500 万元を</td></tr>
</table>

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

		超える部分については、企業所得税を半減する。 ➢ 非居住企業が中国国内において機構、拠点を設置していない場合、または機構、拠点を設置したが取得した所得がその設置した機構、拠点と実際の関係がない場合、中国国内源泉所得について 10%の税率で企業所得税を徴収する。 ➢ 「中国障害者専門用品目録」に定める障害者専門用品を生産する企業に対し、企業所得税を免除する。実行期限は 2027 年 10 月 31 日までである。 ➢ 「公共インフラプロジェクト企業所得税優遇目録」に定める新規の飲料水プロジェクトを経営する企業に対し、そのプロジェクトから収入を得た年度から 3 年目まで企業所得税を免除し、4 年目から 6 年目の企業所得税の半分を免除する。 ➢ 2024 年から 2027 年に発行される鉄道債券の所持者は、同債券の利息収入における企業所得税の半分を免除する。 ➢ 2024 年から 2027 年に省エネルギー節水専用設備のデジタル化、スマート化に費用を投入した場合、当該設備を購入する際の元の課税基数の 50%を超えない部分につき、10%の比率で当年度の納税額と相殺することができる。
	3. 税率の軽減	➢ 条件に合致する小型の低利益企業（国の非制限あるいは非禁止業界に従事している企業、年間課税所得額が 300 万元以下、従業員数が 300 人以下、資産総額が 5,000 万元以下）につき、2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、その 100 万元を超えない部分の所得を 25%に減じて課税所得額を計上し、20%の軽減税率により企業所得税を徴収する。 ➢ 国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業は、15%の軽減税率により企業所得税を徴収する。
	4. 収入の減算	➢ 「資源綜合利用企業所得税優遇目録」に定める資源を主な原材料として、国の制限類および禁止類に該当せず、かつ国の業種関連標準に合致する製品を生産して取得する収入について、収入総額を 90%に減算することができる。
	5. 追加控除	➢ タバコ製造業、宿泊および飲食業、卸売および小売業、不動産業、リースおよびビジネスサービス業、娯楽業を除く企業の新技術、新製品、新工程の開発のために生じる研究開発費用は、無形資産として当期損益に計上しない場合、規定に従い事実に基づいて控除した上で、研究開発費用の 100%を加算して控除することができる。無形資産とする場合は、無形資産コストの 200%として償却する。 ➢ 障害者を雇用する場合、障害者従業員に支給する実際の賃金を事実に基づき控除したうえで、障害者従業員に支給する賃金の 100%を追加控除することができる。
	6. 加速償却	➢ 企業の固定資産は、技術進歩等の理由により、加速減価償却が必要なことが確かな場合、減価償却年数を短縮し、または加速減価償却方法を採用することができる。 ➢ 2014 年 1 月 1 日以降に購入した研究開発専用の機器、設備の単価は 100 万元超の場合、減価償却年数を短縮し、または加速減価償却方法を採用することができる。 ➢ 2014 年 1 月 1 日以降に購入した単価は 100 万元以下の研究開発専用の機器、設備および単価 5,000 元以下の固定資産の減価償却額は、当期原価費用に一括計上し損金算入することができる。 ➢ 2015 年 1 月 1 日以降購入した固定資産に関して、軽工業、紡績、機械、自動車の 4 重点業種に対し、耐用年数

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

		の短縮または加速減価償却方法の採用を認める。2014年1月1日より、固定資産の加速償却等が認められる業種は特定6業種に限定されていたが、新たに4分野の重要業種が拡大された。2014年の6業種は生物医薬品製造業、専用設備製造業、鉄道・船舶・航空宇宙とその他の運輸設備製造業、コンピュータ・通信とその他の電子設備製造業、計測機器製造業、情報コミュニケーション・ソフトウエアと情報テクノロジーサービス業を指す。 ➢ 2018年1月～2023年12月31日に企業が新たに購入した設備、器具は、単価が500万元を超えない場合、当期の原価費用に一括計上し控除することができる。年度ごとで減価償却を行う必要はなくなる。 ➢ 2024年1月1日～2027年12月31日に企業が新たに購入した設備および器具は、単価が500万元を超えない場合、課税所得の計算において当期の原価費用に一括計上し控除することができ、年度ごとに減価償却を行う必要はなくなる。 ➢ 単価が500万元を超えた場合は、企業所得税法の実施条例、『財政部、国家税務総局による固定資産の加速減価償却に係る企業所得税政策の完備に関する通知』（財税［2014］75号）および『財政部、国家税務総局による固定資産の加速減価償却に関わる企業所得税政策のさらなる完備に関する通知』（財税［2015］106号）などの規定により処理する。 ➢ 2019年1月以降、全製造業に対して固定資産の加速償却が認可される。 ➢ 新型コロナウイルス防止のための物資を生産する企業は、生産能力を拡大するための関連設備の購入費用を当期の原価費用に一括計上し控除することができる。
	7. 重複課税の防止	➢ 創業投資企業が持分投資により未上場の中小ハイテク企業に2年以上投資する場合、その投資額の70%を、持ち分を保有して満2年になった年に、当該創業投資企業の課税所得額から控除することができる。当年度に控除しきれない場合は、以後の納税年度に繰り越して控除することができる。
	8. 控除	➢ 企業が所定の環境保護、省エネ・節水、安全生産等に用いる専用設備を購入し、実際に使用する場合、その投資額の10%を当年度の納税額から控除することができる。当年度に控除しきれない場合は、以後の5納税年度内に繰り越して控除することができる。
三、関税	1. 設備輸入	➢ 保税区および輸出加工区内において、生産、建設および管理に必要な設備、物資および中継貨物を輸入する場合、輸入関税および増値税を免除する。 ➢ 2009年1月1日より、「税関総署による外商投資をさらに奨励するための関連輸入税収政策に関する通知」に定められる外商投資企業および「外商投資奨励産業目録」に含まれる「中西部地区外商投資優位産業目録」により認可された外商投資プロジェクトで輸入する自社用設備およびその関連技術、部品、備品について、輸入段階の増値税の徴収を再開し、旧規定の範囲内で関税は引き続き免除する。

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

	2. 製品輸出	➢ 輸出制限に該当する製品を除き、輸出関税を免除する。輸出加工区企業および管理部門が国外から購入した生産用の設備、原材料、部品、建築物資および事務用品は、規定に従って税金を還付することができる。
四、増値税		➢ 全国的に、製品の種類により税率を 13%、9%、6%、0%の 4 段階とし、税法の規定する範囲に従って減免する。 ➢ 保税区および輸出加工区製品を当該区内で販売する場合は免除。 ➢ 2019 年 4 月 1 日より、増値税控除留保税額還付政策を試行する。条件に合致する納税者は、主管税務機関に増値税控除留保税額の増加分の還付を申請することができる。2022 年 4 月 1 日より、小型零細企業の増値税控除留保税額還付政策を強化し、小型零細企業の既存控除留保税額を一括して還付する。条件に合致する製造業は、増値税控除留保税額の増加分を月ごとに全額還付し、製造業などの業界企業の既存控除留保税額を一括還付する。2022 年 7 月 1 日から、増値税控除留保税額還付政策の対象業種が拡大される。増値税控除留保税額の増加分を月ごとに全額還付し、既存控除留保税額を一括還付する政策の範囲は「卸売・小売業」「農林・牧畜・漁業」「宿泊・飲食業」「住民サービス・修理その他サービス業」「教育」「衛生・社会事業」「文化・スポーツ・娯楽業」に拡大される。 ➢
五、都市維持建設税		➢ 外資投資企業の増値税、消費税に対して都市維持建設税を徴収する。
六、耕地占有税		➢ 外商投資企業が実際に占用する耕地面積を税額計算の根拠とし、規定の適用税額にて一括で徴収する。税額は平米当たり 5 元から 50 元の間とする。
七、環境保護税		➢ 全国的に、大気や水の汚染物質、固体廃棄物、騒音を出している企業に対して、その量に応じて税金を課す。
八、外貨管理		➢ 外商投資企業が経常項目において人民元を外貨に両替することを認める。 ➢ 保税区および輸出加工区内の加工貿易については銀行保証金制度を実施しない。 ➢ 自由貿易試験区における銀行支店が外貨売買業務を行う場合、本店および上級支店の外貨管理規定の執行状況に関する評価レベル資料の提出を不要とする。 ➢ 自由貿易試験区における保険会社が外貨保険業務を新規申請する場合、営業許可証と組織機構コード情報証明のコピーの提出を不要とする。 ➢ 自由貿易試験区における非銀行金融機関（保険会社を除く）が外貨売買業務を行う場合、銀行業監督管理部門による外貨業務経営資格許可のコピーの提出を不要とする。 ➢ 自由貿易試験区における企業が「貿易外貨収支企業名録」登記を行う場合、『対外貿易経営者届出登記表』の提出を不要とする。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

九、地方政府が規定する政策（各政策の具体的内容の詳細については各地の投資ガイドラインまたは関連の開発区条例を参照）	1. 民族自治地方の企業所得税	➢ 省級人民政府の認可により期限を定めて減額または免除する。
	2. 奨励税収	➢ 現地の財政部門の決定により、期限どおりに所得税を納付した外商投資企業に褒賞を与える。
	3. 減価償却	➢ 現地の財政部門の決定により、プロジェクトの状況に基づいて繰り上げ償却を実施する。
	4. 不動産税	➢ 省（市）以上の人民政府の審査確認により、一定期間、一定の比率で減免する。
	5. 費用割引優遇	➢ 現地政府が外商投資プロジェクトの業種、規模、技術レベル、費用納付方式等に基づき決定し、不動産使用賃料、エネルギー、水、電話通信、サービス等の費用については割引優遇を実施する。
	6. 損失補填	➢ 企業に損失が発生した場合、以後の年度の利益により補填することを申請できる。期間は最長でも 5 年を超えない。 ➢ 新型コロナウイルスにより大きな影響を受ける「困難業界」（交通運輸業、飲食業、宿泊業、旅行業）の企業は 2020 年に損失が発生した場合、最長の繰越期間は 5 年から 8 年まで延長される。 ➢ 2018 年 1 月 1 日以降に、ハイテク企業或いは科学技術型中小企業資格を持つ企業は、資格を得た年度から 5 年前までに発生した未補填の繰越損失を次年度以降に繰越期間 5 年から 8 年までを最長として延長される。

注：1. 国務院規定：2000 年 1 月 1 日より、地方が自ら税収を定め、先に徴収して後で還付するという政策を一律に停止する。

2. 一覧中に記載していない他の政策内容は、いずれも全国統一の規定に従う。

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

国家級経済技術開発区　一覧

北京市 1 カ所

北京経済技術開発区

天津市 6 カ所

天津経済技術開発区	西青経済技術開発区	武清経済技術開発区
天津子牙経済技術開発区	北辰経済技術開発区	東麗経済技術開発区

河北省 7 カ所

秦皇島経済技術開発区	廊坊経済技術開発区	滄州臨港経済技術開発区
石家荘経済技術開発区	唐山曹妃甸経済技術開発区	邯鄲経済技術開発区
張家口経済技術開発区		

山西省 4 カ所

太原経済技術開発区	大同経済技術開発区	晉中経済技術開発区
晉城経済技術開発区		

内モンゴル自治区 3 カ所

フフホト経済技術開発区	巴彦淖爾経済技術開発区	呼倫貝爾経済技術開発区

遼寧省 10 カ所

大連経済技術開発区	営口経済技術開発区	瀋陽経済技術開発区
大連長興島経済技術開発区	錦州経済技術開発区	盤錦遼濱沿海経済技術開発区
瀋陽輝山経済技術開発区	鉄嶺経済技術開発区	旅順経済技術開発区
瀋陽金融商貿経済技術開発区		

吉林省 5 カ所

長春経済技術開発区	吉林経済技術開発区	四平紅嘴経済技術開発区
長春汽車経済技術開発区	松原経済技術開発区	

黒龍江省 7 カ所

ハルビン経済技術開発区	賓西経済技術開発区	海林経済技術開発区
利民経済技術開発区	大慶経済技術開発区	牡丹江経済技術開発区

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

双鴨山経済技術開発区

上海市 6 カ所

閔行経済技術開発区　虹橋経済技術開発区　上海漕河涇新興技術開発区
上海金橋輸出加工区　上海化学工業経済技術開発区　松江経済技術開発区

江蘇省 27 カ所

南通経済技術開発区　連雲港経済技術開発区　昆山経済技術開発区
蘇州工業園区　南京経済技術開発区　揚州経済技術開発区
徐州経済技術開発区　鎮江経済技術開発区　呉江経済技術開発区
江寧経済技術開発区　常熟経済技術開発区　淮安経済技術開発区
鹽城経済技術開発区　錫山経済技術開発区　太倉港経済技術開発区
張家港経済技術開発区　海安経済技術開発区　靖江経済技術開発区
呉中経済技術開発区　宿遷経済技術開発区　海門経済技術開発区
如皋経済技術開発区　宜興経済技術開発区　滸墅關経済技術開発区
沭陽経済技術開発区　相城経済技術開発区　無錫恵山経済技術開発区

浙江省 22 カ所

寧波経済技術開発区　温州経済技術開発区　寧波大榭開発区
杭州経済技術開発区　蕭山経済技術開発区　嘉興経済技術開発区
湖州経済技術開発区　紹興袍江経済技術開発区　金華経済技術開発区
長興経済技術開発区　寧波石化経済技術開発区　嘉善経済技術開発区
衢州経済技術開発区　義烏経済技術開発区　杭州余杭経済技術開発区
紹興柯橋経済技術開発区　富陽経済技術開発区　平湖経済技術開発区
杭州灣上虞経済技術開発区　慈溪経済技術開発区　麗水経済技術開発区
台州湾経済技術開発区

安徽省 13 カ所

蕪湖経済技術開発区　合肥経済技術開発区　馬鞍山経済技術開発区
安慶経済技術開発区　銅陵経済技術開発区　滁州経済技術開発区

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

池州経済技術開発区　六安経済技術開発区　淮南経済技術開発区

寧国経済技術開発区　桐城経済技術開発区　宣城経済技術開発区

合肥蜀山経済技術開発区

福建省 10 カ所

福州経済技術開発区　アモイ海滄台商投資区　福清融僑経済技術開発区

東山経済技術開発区　漳州招商局経済技術開発区　泉州経済技術開発区

漳州台商投資区　泉州台商投資区　龍岩経済技術開発区

東僑経済技術開発区

江西省 11 カ所

南昌経済技術開発区　九江経済技術開発区　贛州経済技術開発区

井岡山経済技術開発区　上饒経済技術開発区　萍郷経済技術開発区

南昌小藍経済技術開発区　宜春経済技術開発区　龍南経済技術開発区

瑞金経済技術開発区　貴溪経済技術開発区

山東省 16 カ所

青島経済技術開発区　煙台経済技術開発区　威海経済技術開発区

東営経済技術開発区　日照経済技術開発区　濰坊濱海経済技術開発区

鄒平経済技術開発区　臨沂経済技術開発区　招遠経済技術開発区

徳州経済技術開発区　明水経済技術開発区　膠州経済技術開発区

聊城経済技術開発区　濱州経済技術開発区　威海臨港経済技術開発区

滕州経済技術開発区

河南省 9 カ所

鄭州経済技術開発区　漯河経済技術開発区　鶴壁経済技術開発区

開封経済技術開発区　許昌経済技術開発区　洛陽経済技術開発区

新郷経済技術開発区　紅旗渠経済技術開発区　濮陽経済技術開発区

湖北省 9 カ所

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

武漢経済技術開発区　黄石経済技術開発区　襄陽経済技術開発区

武漢臨空港経済技術開発区　荊州経済技術開発区　鄂州葛店経済技術開発区

十堰経済技術開発区　棗陽経済技術開発区　漢川経済技術開発区

湖南省 10 カ所

長沙経済技術開発区　岳陽経済技術開発区　常徳経済技術開発区

寧郷経済技術開発区　湘潭経済技術開発区　瀏陽経済技術開発区

婁底経済技術開発区　望城経済技術開発区　永州経済技術開発区

邵陽経済技術開発区

広東省 8 カ所

湛江経済技術開発区　広州経済技術開発区　広州南沙経済技術開発区

恵州大亞湾経済技術開発区　増城経済技術開発区　珠海経済技術開発区

揭東経済技術開発区　広州花都経済技術開発区

広西チワン族自治区 5 カ所

南寧経済技術開発区　欽州港経済技術開発区　中国-マレーシア欽州産業園区

広西-ASEAN 経済技術開発区　北海経済技術開発区

海南省 1 カ所

海南洋浦経済開発区

重慶市 4 カ所

重慶経済技術開発区　万州経済技術開発区　長寿経済技術開発区

涪陵経済技術開発区

四川省 10 カ所

成都経済技術開発区　広安経済技術開発区　德陽経済技術開発区

遂寧経済技術開発区　綿陽経済技術開発区　広元経済技術開発区

宜賓臨港経済技術開発区　内江経済技術開発区　成都国際鉄路港経済技術開発区

雅安経済技術開発区

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

貴州省 2カ所

貴陽経済技術開発区　遵義経済技術開発区

雲南省 4カ所

昆明経済技術開発区　曲靖経済技術開発区　蒙自経済技術開発区

大理経済技術開発区

チベット自治区 1カ所

ラサ経済技術開発区

陝西省 5カ所

西安経済技術開発区　陝西航空経済技術開発区　陝西航太経済技術開発区

漢中経済技術開発区　榆林経済技術開発区

甘粛省 4カ所

蘭州経済技術開発区　金昌経済技術開発区　天水経済技術開発区

張掖経済技術開発区

青海省 2カ所

西寧経済技術開発区　格爾木昆侖経済技術開発区

寧夏回族自治区 1カ所

銀川経済技術開発区

新疆ウイグル自治区 9カ所

烏魯木斉経済技術開発区　石河子経済技術開発区　庫爾勒経済技術開発区

奎屯経済技術開発区　阿拉爾経済技術開発区　五家渠経済技術開発区

准東経済技術開発区　甘泉堡経済技術開発区　庫車経済技術開発区

（出所：商務部ウェブサイト）

禁無断転載　Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

ハイテク産業開発区 一覧

番号	省・市・自治区	ハイテク区名称
1	北京市	中関村科技園区
2	天津市	天津濱海ハイテク産業開発区
3	河北省	石家庄ハイテク産業開発区
4		保定ハイテク産業開発区
5		唐山ハイテク産業開発区
6		燕郊ハイテク産業開発区
7		承徳ハイテク産業開発区
8	山西省	太原ハイテク産業開発区
9		長治ハイテク産業開発区
10	内モンゴル自治区	包頭レアアースハイテク産業開発区
11		フフホト金山ハイテク産業開発区
12		オルドスハイテク産業開発区
13	遼寧省	瀋陽ハイテク産業開発区
14		大連ハイテク産業園区
15		鞍山ハイテク産業開発区
16		営口ハイテク産業開発区
17		遼陽ハイテク産業開発区
18		本渓ハイテク産業開発区
19		錦州ハイテク産業開発区
20		阜新ハイテク産業開発区
21	吉林省	長春ハイテク産業開発区
22		長春浄月ハイテク産業開発区
23		吉林ハイテク産業開発区
24		延吉ハイテク産業開発区
25		通化医薬ハイテク産業開発区
26	黒龍江省	ハルビンハイテク産業開発区
27		大慶ハイテク産業開発区
28		チチハルハイテク産業開発区
29	上海市	上海張江ハイテク産業開発区
30		上海紫竹ハイテク産業開発区
31	江蘇省	南京ハイテク産業開発区
32		蘇州ハイテク産業開発区
33		昆山ハイテク産業開発区
34		無錫ハイテク産業開発区
35		江陰ハイテク産業開発区
36		常州ハイテク産業開発区
37		武進ハイテク産業開発区
38		泰州医薬ハイテク産業開発区

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

番号	省・市・自治区	ハイテク区名称
39		徐州ハイテク産業開発区
40		蘇州工業園ハイテク産業開発区
41		南通ハイテク産業開発区
42		鎮江ハイテク産業開発区
43		塩城ハイテク産業開発区
44		連雲港ハイテク産業開発区
45		揚州ハイテク産業開発区
46		常熟ハイテク産業開発区
47		宿遷ハイテク産業開発区
48		淮安ハイテク産業開発区
49	浙江省	杭州ハイテク産業開発区
50		粛山臨江ハイテク産業開発区
51		寧波ハイテク産業開発区
52		紹興ハイテク産業開発区
53		温州ハイテク産業開発区
54		衢州ハイテク産業開発区
55		湖州莫干山ハイテク産業開発区
56		嘉興秀洲ハイテク産業開発区
57	安徽省	合肥ハイテク産業開発区
58		蕪湖ハイテク産業開発区
59		蚌埠ハイテク産業開発区
60		馬鞍山慈湖ハイテク産業開発区
61		銅陵獅子山ハイテク産業開発区
62		淮南ハイテク産業開発区
63		滁州ハイテク産業開発区
64		安慶ハイテク産業開発区
65	福建省	福州ハイテク産業開発区
66		アモイ火炬ハイテク産業開発区
67		泉州ハイテク産業開発区
68		莆田ハイテク産業開発区
69		漳州ハイテク産業開発区
70		三明ハイテク産業開発区
71		龍岩ハイテク産業開発区
72	江西省	南昌ハイテク産業開発区
73		新余ハイテク産業開発区
74		景徳鎮ハイテク産業開発区
75		鷹潭ハイテク産業開発区
76		撫州ハイテク産業開発区
77		吉安ハイテク産業開発区

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

番号	省・市・自治区	ハイテク区名称
78		赣州ハイテク産業開発区
79		九江共青城ハイテク産業開発区
80		宜春豊城ハイテク産業開発区
81	山東省	済南ハイテク産業開発区
82		威海火炬ハイテク産業開発区
83		青島ハイテク産業開発区
84		濰坊ハイテク産業開発区
85		淄博ハイテク産業開発区
86		済寧ハイテク産業開発区
87		煙台ハイテク産業開発区
88		臨沂ハイテク産業開発区
89		泰安ハイテク産業開発区
90		棗庄ハイテク産業開発区
91		徳州ハイテク産業開発区
92		莱蕪ハイテク産業開発区
93		黄河三角洲農業ハイテク産業モデル区
94	河南省	鄭州ハイテク産業開発区
95		洛陽ハイテク産業開発区
96		安陽ハイテク産業開発区
97		南陽ハイテク産業開発区
98		新郷ハイテク産業開発区
99		平頂山ハイテク産業開発区
100		焦作ハイテク産業開発区
101		信陽ハイテク産業開発区
102		許昌ハイテク産業開発区
103	湖北省	武漢東湖新技術開発区
104		襄陽ハイテク産業開発区
105		宜昌ハイテク産業開発区
106		孝感ハイテク産業開発区
107		荊門ハイテク産業開発区
108		仙桃ハイテク産業開発区
109		随州ハイテク産業開発区
110		黄岡ハイテク産業開発区
111		咸寧ハイテク産業開発区
112		荊州ハイテク産業開発区
113		黄石大冶湖ハイテク産業開発区
114		潜江ハイテク産業開発区
115	湖南省	長沙ハイテク産業開発区
116		株洲ハイテク産業開発区

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

番号	省・市・自治区	ハイテク区名称
117		湘潭ハイテク産業開発区
118		益陽ハイテク産業開発区
119		衡陽ハイテク産業開発区
120		郴州ハイテク産業開発区
121		常徳ハイテク産業開発区
122		懐化ハイテク産業開発区
123		寧郷ハイテク産業開発区
124	広東省	広州ハイテク産業開発区
125		深圳市ハイテク産業園区
126		中山火炬ハイテク産業開発区
127		佛山ハイテク産業開発区
128		恵州仲愷ハイテク産業開発区
129		珠海ハイテク産業開発区
130		東莞松山湖ハイテク産業開発区
131		肇慶ハイテク産業開発区
132		江門ハイテク産業開発区
133		源城ハイテク産業開発区
134		清遠ハイテク産業開発区
135		汕頭ハイテク産業開発区
136		湛江ハイテク産業開発区
137		茂名ハイテク産業開発区
138	広西チワン族自治区	南寧ハイテク産業開発区
139		桂林ハイテク産業開発区
140		柳州ハイテク産業開発区
141		北海ハイテク産業開発区
142	海南省	海口ハイテク産業開発区
143	重慶市	重慶ハイテク産業開発区
144		璧山ハイテク産業開発区
145		栄昌ハイテク産業開発区
146		永川ハイテク産業開発区
147	四川省	成都ハイテク産業開発区
148		綿陽ハイテク産業開発区
149		自貢ハイテク産業開発区
150		内江ハイテク産業開発区
151		楽山ハイテク産業開発区
152		瀘州ハイテク産業開発区
153		攀枝花釩鈦ハイテク産業開発区
154		徳陽ハイテク産業開発区
155	貴州省	貴陽ハイテク産業開発区

禁無断転載 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

番号	省・市・自治区	ハイテク区名称
156		安順ハイテク産業開発区
157		遵義ハイテク産業開発区
158	雲南省	昆明ハイテク産業開発区
159		玉渓ハイテク産業開発区
160		楚雄ハイテク産業開発区
161	陝西省	西安ハイテク産業開発区
162		宝鶏ハイテク産業開発区
163		楊凌農業ハイテク産業モデル区
164		渭南ハイテク産業開発区
165		楡林ハイテク産業開発区
166		咸陽ハイテク産業開発区
167		安康ハイテク産業開発区
168	甘粛省	蘭州ハイテク産業開発区
169		白銀ハイテク産業開発区
170	青海省	青海ハイテク産業開発区
171	寧夏回族自治区	銀川ハイテク産業開発区
172		石嘴山ハイテク産業開発区
173	新疆ウイグル自治区	ウルムチハイテク産業開発区
174		昌吉ハイテク産業開発区
175		新疆生産建設兵団石河子ハイテク産業開発区
176		カラマイハイテク産業開発区
177		アクスアラルハイテク産業開発区
178	チベット自治区	ラサハイテク産業開発区

（出所：中国科学技術部トーチハイテク産業開発センターウェブサイト）

※64 番の安慶ハイテク産業開発区、102 番の許昌ハイテク産業開発区、123 番の寧郷ハイテク産業開発区、177 番のラサハイテク産業開発区は、2022 年 12 月 30 日に、178 番のアクスアラルハイテク産業開発区は、2023 年 6 月 16 日に中国国務院が認可したハイテク産業開発区であるが、上記ウェブサイトには、この 5 つのハイテク産業開発区は反映されておらず、合計で 173 箇所となっている。

 Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.